

藤井寺市子ども・子育て会議 第6回会議

日時 平成27年1月6日（火）

場所 藤井寺市役所3階 入札室

1. 開会

2. 議事

- (1) 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（案）について
～事務局より、資料1、机上資料に基づき説明～

会 長：まず、復習も兼ねて、章ごとに質問等の確認をしたいと思います。第1章の3ページまでについて、何か質問がある方はおられません。庁内連絡会の意見を反映させていただき、2ページに母子保健計画や食育推進、共同参画など、いろいろな計画が連携を持って藤井寺市の総合計画の中に入るという趣旨が入っています。ここはご確認ください。

では、第2章ですが、ご存じのように、平成27年度からの新制度では、保育園等についての認可の是非と、施設、事業者からの申請に基づき、給付対象施設や事業として確認するという2段階が必要になります。人口比率の問題も含めて、ニーズの量的な部分について検討が必要です。3年保育はどうなるのかという話も出ましたが、年末に市長と三役の方と話し合う機会があり、教育長にその辺もお伺いしました。我々が話してきた内容がどうなっていくかということについて、何かありましたらと思います。

8ページの(1)で「一世帯あたりの人員は減少しており、核家族化や高齢化等に伴う単独世帯数の増加が想定され」とあります。今後どのように推移すると分析していますか。

事務局：高齢者の平均寿命が伸び、出生率が低位で推移している現状では、核家族の中に占める高齢者のみの世帯がますます増えていくのではないのでしょうか。

会 長：子どもを生み育てやすくするための施策をどうするかが大事ですので、この辺の動態の今後を見ていきたいと思います。

会 長：10ページは離婚や未婚率、11、12ページは就労の話です。大阪府や全国に比べ、藤井寺は35歳以上の女性の労働力が少ないですが、働く場所がないからではないのでしょうか。他市で、市役所がパートなどで雇用する施策を打って、就業率が上

がったというデータがあります。その辺も、施策に入れるべきかもしれません。

12～16 ページで、何か質問はありますか。15 ページに待機児童の問題が出ていますが、新しくつくられることで平成 29 年に待機児童が解消するのでしょうか。

事務局：国の施策で、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指すこととされていることから、本市においても、平成 29 年度に解消する計画として作り込んでいます。

会 長：13 ページに戻って、平成 25 年度で第 5 保育所が定員割れしているようですが、この部分についても見通しとしては、プラス側に移るだろうということになっています。そこまで、よろしいでしょうか。

委 員：13 ページですが、第 1 保育所の定員が、平成 25 年度は 120 人に増えています。定員を 10 人増やした原因と、何歳児が増えたのでしょうか。

事務局：国から、過去 2 年間に定員 120%以上入所した場合は、定員を見直すように通知が出ています。第 1 保育所は、平成 22 年度から 3 年間で 120%を超えましたので、平成 25 年度には定員を 120 人に見直しています。ただ、児童 1 人当たりの面積も必要ですので、これ以上は増やせない状態です。年齢構成の内訳はないですが、待機が多いのは 0～2 歳の乳児ですので、要因としては乳児の拡充で増えています。

会 長：平成 27 年度からの新法によって、保育所を認可する場合には確認という行為が必要となります。但し、既存の認可保育所等については、みなし確認で進むという経過措置があります。大阪市の場合は確認作業を行い、面積基準で乳児の定員を下げたところがあります。これは、0～5 歳児の人口減の問題があるので、その利用定員を認可保育所では減らして、小規模型などの地域型保育事業者の参入を増やし、ピークを乗り越えたら地域型保育事業は減らして、今の認可保育所を残すための施策とのことでした。本市としても、確実に子どもが減ることはわかっていますので、量的ニーズと質的ニーズ、それぞれを今後どのように考えていくかを、この計画案の中にある程度見える形にしていきたいと思っています。

次に、16、17 ページは、それぞれの特別保育事業について実施状況と利用状況が出ています。前回ご審議いただいた調査の内容は、18～22 ページになっています。22 ページで、市内認可外保育施設の事業所が 3 か所になっていますが、この 3 か所は、今後どうなるのですか。

事務局：この計画の中では、平成 27 年度については小規模保育をあげていませんので、現

在のこの3か所で、このまま運営されるのだと思います。

会 長：それが今後どうなっていくかで、量的な確保に関係してくると思います。この辺は、今後の動向を見ていきたいと思います。

次に23ページが、放課後児童会とファミサポの利用者数で、24ページに幼稚園利用状況があります。幼稚園の充足率が、定員の合計840人に対して419人と、かなり厳しい状況になっています。このあたりを、今後本市としてどうするかが問われてきます。このページまでのところで、何かご質問等がありますか。

25ページの「母子保健サービスの状況」については、今回はかなり詳しく出させていただいています。27ページの「2歳6か月児歯科健診時教育」、「4か月児健診時教育」ですが、この「教育」はどのようなことをされているのでしょうか。

事務局：4か月健診と2歳6か月健診に来た母親らに、そのときに合った子どもの育て方であったり、相談の状況などをこちらから説明しています。

会 長：その件数は、どこかに出ていますか。

事務局：各健診は毎月1回実施していて、来られた方全員がその教育を受けています。

会 長：全員にやっているのですね。このあたりは受診率が非常に高いので、来られた方に情報提供をして、孤立化や虐待を防げるような教育をお願いしたいと思います。

28ページも何回も話が出ていまして、医師会・歯科医師会の協力でこのようにできています。このあたりはいかがですか。

委 員：26ページの受診率ですが、3歳6か月健診や2歳6か月児歯科健診の90%は高いですが、10%の方を診られていないということです。その診られていない方のフォローはしていますか。

事務局：受診がどうしてもできない方に対して、再度受診勧奨をして、それでも受診できない場合はご家庭を訪問したり、違う健診であれば予定が合うということなら、そちらの受診を促して、何らかの形でお会いできるように対処しています。

会 長：他市の事故事例をみると、会いに行っても会わせてもらえなかったりするようですが、そのあたりはフォローができていているということですか。

事務局：1軒のお宅に何十回も訪問するケースもありますが、会うようにしております。

委員：他市の場合は、妊娠中から主任児童委員が保健師と同行して、地域で育児をフォローするものを紹介しています。藤井寺ではそういう実績がないですが、公では相談に行きにくいけれど、地域にこういうおばちゃんがいるのだったら話を聞きたいという方もいると思います。そういう点も考えていただければと思います。

会長：大阪市は、主任児童委員が中心となって子育てサロンを全ての区で開いています。拠点型プラスそういう形の市民が来やすい取り組みを、ご検討いただければと思います。

その次、29 ページからは、児童虐待相談や教育相談の実施状況も出てきています。教育相談は、どこで誰がやっているのですか。電話はどこにかかるとのですか。

事務局：子育て支援課であったり、緊急の連絡先は大阪府の富田林の子ども家庭センターなど、そのようなところにかかります。先ほど健診のフォローの話もありましたが、来られていない方は虐待の恐れもあるということで、基本的には何らかの形で子どもに会えるまで追いかけています。最近、国からも居所不明児の照会がありますが、幸い本市は不明児を0と報告しています。国もその辺の意識は高く、十分に対応していかないといけないと認識しております。

会長：では30 ページの教育相談の中で、いじめが21件出ています。この21件の相談は、どのようなフォローアップになっているのですか。

事務局：毎週火・木・金曜日に教育相談を実施しています。いじめが21件ありますが、保護者からの相談内容は、本当に初期の段階での相談であり、学校と連携し、子ども・保護者の聞き取りをしながら問題解決に当たっています。教育相談では、進路に関する相談も毎年これくらいあるのですが、今年度はこの件数も減ってきています。

会長：不登校の数字も減っていますが、だいぶフォローされているのですか。

事務局：不登校については、子ども支援コーディネーターという加配の教員を配置し、市内全域で初期の段階で子どもたちの精神的な支援を行える体制をとっています。

会長：年齢的にはどうですか。

事務局：資料には、年齢別の内容はないですが、小学校高学年と中学生には、慎重に対応

する必要があります。小学1、2年生は、学校に行きたくない子どももいますが、集団づくりや、学校への安心感を十分に保護者や子どもに伝えて、対応はできていると思います。

委員：平成25年度はいじめと不登校と進路の相談件数が一緒で、平成24年度は不登校が大変多く、平成23年度は不登校といじめが一緒、平成22年度はいじめが1件なのに、不登校は38件ですが、いじめがあるから学校に行かないというような関連性があるのでしょうか。

事務局：いじめと不登校の原因について密接な関連性は特にはないですが、1つの相談の中で、いじめと不登校が絡んで出てくる場合もあります。内容によっては、1つ1ついじめ又は不登校として別々にカウントしたり、内容によりいじめ又は不登校のどちらかにカウントしたりしています。

会長：この部分は、子どもの貧困の問題が絡んでいると思います。例えば、ゲーム機を買えないので友達の輪に入れず、学校に行けないようなことも出てきています。母子・父子家庭における収入の確保ということで、他市では、そういう方を積極的に市役所等で雇用し、子どもも貧困から抜け出すことができています。そういった、生み育てやすいまちにするための総合的な施策を考えていただきたいです。

委員：不登校の子どもを訪問されるときには、子どもにも会いますか。子どもが行きたがらないと言って、保護者が行かせないケースもあると聞くので、親がこうだからではなく、子どもの顔も見ていただければと思います。

事務局：事案によってですが、子どもが本当に会いたくない場合もあります。そのときは、子どもと保護者と一緒に会うようにしています。まれに、保護者以外とは話をしたくない子どももいるので、そのときは保護者を通して子どもの状況を聞くことになりますが、基本は、実際に子どもに会って状況を確認します。全く子どもと会わないということはありません。

会長：この部分は社会的にも脚光を浴びていて、プッシュ型の情報提供をして、地域として子育て支援をしていくことが重要です。出てきたデータを活用して、いろいろなアイデアを入れて、フォローアップできればと思います。

31 ページ、公共施設における子育て関連事業も非常にニーズの高かった部分です。子育てサークルの現状について、取材の問い合わせがあり調べてみたのですが、NPOの率が増えてお母さんの率が減っているようです。私も、子育てママ

のおしゃべりサロンを始めたときに何人かの方と話をしましたが、当時は藤井寺に7、8個あったサークルが、今はほとんどないとのことでした。うちの子育て支援広場の保護者の方がサークルをつくったり、ひかり保育園の子育て支援センターでも、ママさんサークルができています。藤井寺市としての、市民への啓発が今後大事になるのではないかと思います。

31～37 ページで、何かご質問はありますか。経済的支援も含め、市の予算をどれくらい子育てに使うかということになりますが、本市はかなり手厚く実施されておりますので、ぜひご理解いただいて、啓蒙していただければと思っています。

では、38～43 ページでご質問等はありませんか。38 ページのグラフは、この前のニーズ調査からのデータですか。

事務局：そうです。前段のページには出典が書いてあるのに、ここについては書いていないので、パブコメまでには入れさせていただきます。

会 長：この部分については、かなり話し合いましたので、計画にも反映されていると思います。やはり経済的な理由と、育児不安が大きいということで、地域の関わりが従前にも増して必要になります。43 ページの「充実して欲しい子育て支援サービス」についても、今度の施策のところで、かなり反映されていると思います。

以上を受けて、44 ページからが、ここまでの問題、課題をまとめた部分ですが、何かありますか。結論としては、45 ページの「コンパクトなまち」ということで、大阪府で最も小さいまちですが、最も子どもをのびのび育てられるまちということで、46 ページの「子どもを生み育てやすく 子どもがのびのび健やかに育つまち」という基本理念が、話し合いの中から出てきました。

では、46～48 ページが計画の基盤となる部分です。47 ページで、「子どもを生み育てやすい」と「生み」が入っているので、48 ページの「基本目標Ⅱ」や、「次世代の親を育むための支援」、母子保健サービスの部分でも、「生み」の視点を強調していただければと思います。このままでは高齢化が進むだけですので、若い世代を呼び込む支援施策を打ち出す必要があります。その点が、基本視点や施策体系にも反映されると、「生み」の部分がクローズアップされると思います。

続いて 49 ページからが、実際の施策になります。49～51 ページで、質問等はありませんか。51 ページの「現状と課題」の下から3行目、「子育て支援課内に児童相談員を配置」とありますが、この児童相談員の資格はどうなっているのですか。

事務局：今、3人の児童相談員を置いていまして、1人は心理士の資格を持っています。あとは、社会福祉主事任用資格で2人置いております。

会 長：「④児童相談員の育成と資質向上をめざします」という施策につながってくると思っています。拠点事業の特定型で、相談のコーディネートの件が出てきていますが、配置する1か所との連携は、今後どうなっていくのですか。

事務局：計画上は、利用者支援専門員という寄り添い型の相談員を1人配置で考えています。ただ、市役所内に置くか、拠点事業の中に置くか、そのあたりは、今後、検討していきたいと思っております。

会 長：教育相談や虐待などのいろいろな相談を、自分で調べて電話をかけるプル型では難しい面もあります。どんな相談でも、1つの窓口で電話すれば担当の部署に回してもらえるワンストップ型をご検討いただければと思います。

委 員：その連携ですが、50 ページに「①保育士・教職員同士の情報交換、連携強化に努めます」とありますが、地域も支えていくべきであれば、先生たちと地域、私たち主任児童委員や民生委員とも交流があっていいのではと思います。顔見知りだと、協力してもらう際に、あの先生は頑張っているから地域も支えようという気持ちが出てくると思っています。地域が学校のことを理解できるようになると、それが子どもたちの地域での交流につながり、活気が出るのではないかと思います。

それと52ページの「青少年健全育成藤井寺市民会議」ですが、青少年の市民会議をやっている者の年齢が上がってしまって、青少年の会議という名目にもかかわらず、子どもたちが関わっていることがごく少ないです。ですので、作文を出して表彰してもらえるだけではなく、もっと子どもたちが関わり合って何かをつくっていける、青少年が自分たちのまちを運用しているのだというスタイルを押し出されるのもいいのではないかと思います。

会 長：今の地域力を高めていくための連携は、施策に反映できる部分や、文言を入れられるようでしたら、ぜひご検討ください。

行政はあらゆるデータを持っていて、所得や年齢構成など、全てわかっています。困っている人たちを地域として支えていくには、行政が持つ情報を活用して連携し、一丸となってやっていくことが基本になります。ぜひ施策や考え方の中に、それを含めていただければと思います。

52、53 ページの「次代を担う青少年の育成と社会参加活動の促進」も、キャリア教育やボランティアの養成など、地域との連携が欠かせないと思います。その辺の強化案を含めて、ご検討いただければと思います。

次に54、55ページの居場所づくりについては、放課後子ども総合プランとの関係で、全体として今後どうしていくかが出てきています。入会児童の放課後子ど

も教室への参加を目指していくということで、検討が進んでいると思います。

では、56、57 ページ、「子どもの遊びや活動の場の整備」ですが、地域の活動団体の育成や補助、あるいは連携していくことが大事だと思います。この辺も、施策として力を入れていただきたいと思います。

では、「基本目標Ⅱ」で、58～62 ページに施策が並んでいます。方向性を含めて、何かご質問等があればお願いします。先に私のほうから、大阪市は主任児童委員がサロンを必ずつくっているようですが、藤井寺にはそういうのはないのですか。

委員：主任児童委員が主催して、子育て支援のイベントを夏休みに 1 回行いますが、今はそれで手いっぱいです。ですが、私が所属している藤井寺小学校の校区では、子育てサークルを年に 4 回は開催しています。

会長：大阪市では子育て 3 事業をプラザという場所でやっぴして、区に 1 か所メインになるものがあり、そこで主任児童委員が子育てサロンをやっぴしています。

委員：羽曳野市でも、広報板に毎月何かサークルと貼られているのを見ると、されているところは確実に軌道に乗っていると思います。ただ、私たちはそういうことに関しては、できていないです。

会長：その辺を連携していただいて、地域力でやっぴいただければと思います。

60 ページの 2 行目に、相談支援として、窓口の話が出ています。これも、ワンストップでいけるようにしていただければと思います。61 ページの「身近で気軽に相談できる場を拡充します」という部分についても、プッシュ型で情報発信をしたほうが、市民が集いやすいと思います。

「子育て支援ネットワークづくり」のところですが、市社協と子育て支援課の連携は、今どうなっているのですか。

事務局：社会福祉協議会との連携ですが、民生委員・児童委員の方にも、今後は児童についても目を向けていただきたく、新制度の説明会や情報提供を徐々に行っているところです。社協も高齢者に関して手いっぱいだと認識していますが、同様に取組んでいただきたいと思います。

委員：民生委員の方は、障害や高齢の方の支援が主になっていて、児童に目を向けにくいというのは肌身に染みて感じます。子どものことに、どう関わっていいかわからない方もいます。高齢者の対応については、お祝い金なども振込が多くなり、民生委員の負担が減ったという話も他市では聞きます。私は主任児童委員なので

藤井寺が実際どうかはわかりませんが、民生委員の方が児童に目を向けられるような方向に持っていったらえらる、もう少し活動しやすいのではないかと思います。

事務局：国として子育てに力を入れるようになってきたのはここ数年ですが、世間のニュースソースに乗る機会も多くなっている、その辺の意識も持っていていただいているとは思いますが。今までの経過等もありますので、急にあれこれというのではなく、徐々にとは考えています。

会 長：62 ページですが、従来、自分で調べて申請しないとお金がもらえませんでした、全てのサービスを市民がわかっているかというと、なかなか難しい状況です。特に経済負担の面は、こんな補助があるということを、ぜひプッシュ型で教えていただきたいです。

では、63 ページからの「子どもと保護者の健康づくりの推進」で、健診受診率の目標値が現行をほぼそのまま引き継いでいますが、もう少し思い切った数値にはしないのでしょうか。

事務局：「健やか親子 21」という国が出している施策で、4 か月健診は 98%、1 歳半は 96%、3 歳半は 94%を目指すことになっています。藤井寺では、4 か月健診は 98%を達成していますが、どうしても健診に来られない方もおり 100%は難しいため、99%といたしました。来られない方には、訪問などで対応する予定です。

会 長：国基準ということですが、特に 3 歳 6 か月などは、もう一歩踏み込んだ数字にしたいです。それから、思春期についても非常に大事ですので、スクールカウンセラーをはじめ、先ほどのコーディネーターも含め、ぜひ推進していただければと思います。

では、66～68 ページで、「配慮や支援が必要な子ども・家庭への支援」について、何かご質問等はよろしいでしょうか。では、次に 69～74 ページ、「基本目標Ⅲ」についてはいかがでしょうか。74 ページで、「②安全・快適な歩行空間の整備を進めます」とありますが、藤井寺の道路は幅員がかなり狭いです。幅員拡張は難しいですが、歩行者との境目をはっきりするとか、ベビーカーや自転車で安心して移動できる施策をお願いしたいです。うちの大学に来るお母さんが、春日丘の交差点を曲がるときに、曲がるところは狭く、曲がってから広がると言っていたが、あれはなぜですか。

事務局：本当は拡張する予定ですが、まだ用地買収が済んでいないので、あそこで止まっ

ているということです。

会 長：それぞれの要望をワンストップの窓口で言うと、庁内で連携を取ってもらえるようになると、非常に我々も言いやすいです。

それから、「子育て家庭に配慮した居住空間の整備」についても、新婚家庭の呼び込みで、経済的な支援や、良質な民間住宅の建設の誘導を含め、家賃補助も考えていただけると、総合的な施策になると思います。

委 員：72 ページの「現状と課題」の下の方に「市内の保育所・幼稚園、小・中学校において警察主催の交通安全教室を実施」とありますが、これは各施設が警察に申請して実施しているのでしょうか。

事務局：公立については、年1回、警察にお願いをして実施しています。

委 員：私立としては、いろいろな面で、知らないところが結構あります。独自に警察にお願いしたこともあるのですが、幼稚園で教えるのは難しいと言われました。私立とはいえ、地域の中にある幼稚園で、4分の3弱は藤井寺の子どもです。地域との関係でも、子どもを守るために大切なことに関しては、声をかけていただければと思います。こちらが消極的になってしまっている部分もあり申し訳ないのですが、知らない部分がたくさんあると感じました。

それから、少し戻って、生み育てやすい地域という点で、商業施設が少ないと思います。鉛筆1本を買うのに他市に行かなければという話も聞きますし、子どもを抱えた母親たちが行きやすいところで買い物ができればと思います。さらに、若い世代をこのまちにとどめるために、若者が集まって話せる場所なども、もう少しあればいいと思いました。

会 長：やはり新婚家庭や、親になっていく次世代への活動も入れるといいと思います。また、私も国立の小学校に通いましたが、地域で遊んだ経験もなく、親も私も地域と連携はしていませんでした。私立はいくつもの学校区にまたがっているので、どこと連携するのかという話にもなり、少し難しいですね。

委 員：例えば伝染病がはやっているときも、保護者からの情報で知ることもあります。私たちにも反省点がありますが、情報をプッシュしていただければと思います。

会 長：プッシュ型情報で、公立に出すのと同様に出していただくようにお願いします。副会長、いかがですか。

副会長：交通安全教室は、幼稚園の子どもならわかると思いますので、それは警察や消防署に言えばできると思います。そういう相談の窓口がどこになるのかというのがありますが、やはり1か所でピンポイントにやっていただけたら、市民も、私たちも使えると思うので、よろしくお願いします。

委員：ただ、安全教室をやってはいますが、子どもたちの無秩序な通学を見ていると、学校ではできるけれど、出てしまうと関係ないというのが実際です。それは、親にしてもそうです。子どもたちは、車がよけてくれるという感じで歩いていますが、よけてくれる人ばかりではない、車というのは危険だということを、しっかりと教え込んでいただきたいと思います。

会長：文言的に入れにくいと思いますが、子育ての第一義は家庭にあるという点の強調と、学校教育の中で、子どもたちが自主的に判断できる力を養っていくという形で、文言を入れていただければと思います。

では最後の「事業計画」、75～86 ページまでです。76 ページ、量の見込みの表の「特定教育・保育施設」は、将来的に認定こども園になるかどうかという施設です。大阪府の調査では、平成28年度に認定こども園に移行する施設が非常に多いです。堺市と神戸市は全市で認定こども園にするそうですが、市町村によって温度差が大きく、藤井寺市は、現行の調査結果からいうと、現行のままだ多いですよね。

事務局：そこはこれから議論するところなので、現段階でどうするという文言を計画に書き入れることは難しいところです。ただ、広い意味では、民間事業者が認定こども園へ移行する場合、市としてもサポートをしていく考えています。

会長：大阪府の認定こども園の意向調査の結果、保育所のうち、平成27年度に幼保連携型に移行が22.5%、保育所型が3%で、検討中が15.1%です。保育所のまま残るのは59.4%ですが、そのうちの2割は平成28年度以降に移行、また、状況によって判断するところが28%です。ですので、実際に保育所のまま残るのは3割程度の見込みです。

幼稚園についても、平成27年度は7割が私学助成で残るのですが、そのうち3割は、平成28年度以降に移行、状況によって判断というところと合わせると、約80%が移行の見込み、あるいは移行を検討中です。国は、私学助成型にはお金は出さない方向性を内々に決めているようですので、今後、ほとんど残るところはないと思います。ですので、この予測調査の中には、府全体の動きも含め、本市

としてどう考えていくかを、少しは入れておくことをご検討いただければと思います。

78 ページの「①利用者支援」の量の見込みが1か所になっていますが、その下の文章も含めて、これは市役所を想定しているのですか。

事務局：今のところはとりあえず市役所で、今後は拠点も含め、どちらかで相談対応させてもらえればと思っています。

会 長：その次の文言でも、「市役所又は地域子育て支援拠点の中の1か所」とありますが、みんなが来やすい場所でないといけないので、そこも含めてご検討ください。それと、利用者支援専門員の資格はどうなっているのですか。

事務局：具体的には詰めないといけないのですが、保育士資格が必要とは考えています。

会 長：地域コーディネーターや、次の「放課後児童健全育成事業」との関係もあり、指導員の資格や研修、育成について、もう少し具体的にできればと思います。

事務局：資格については、大阪府が開催する研修で現状のものをとらせますし、今後の新規採用は教員免許をお持ちの方、教員免許のない方でも2年間の実働で有資格者となりますので、資格をとっていただくことが大前提です。

会 長：では、この辺は育成、研修制度が整っているということをわかりやすくすると、施策として見えやすいと思います。他に、放課後健全育成事業のところはいかがでしょうか。

81～84 ページで、1号、2号認定の量の見込みを踏まえて、何かありますか。

では86 ページですが、認定こども園への移行と、保・幼・小の連携について、具体的にいえるようなところが加味されたほうがいいと思います。

最後に第6章、87 ページです。ここに、「Action」と書いていますが、Plan、Do、Check と全部動詞です。原文では Act となっており、世界的にもここは Act になっていて、Action は日本人が考えたようです。ここまではよろしいでしょうか。

では、参考資料からあとは、何かありましたらまたご意見をいただければと思います。資料1について、総合的に何かご意見、ご質問があればお伺いします。

(一同異議なし)

会 長：では、今書き込んだものをパブリックコメントに移していきたいと思います。

次に、議事（２）について、事務局から説明をお願いします。

（２）藤井寺市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントについて
～事務局より資料２に基づき説明～

会 長：今のご説明について、何かご質問、ご意見等がありますか。

（意見なし）

会 長：では、パブリックコメントをとっていただき、それを反映して最終案に持っていくということで進めていただきたいと思います。

では、議事（３）について、事務局より説明をお願いします。

（３）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の考え方について
～事務局より資料３に基づき説明～

会 長：国の予算が決まれば藤井寺市としても詳細をやっていきませんが、保育所については現行の 12 区分を 13 区分にする方向ということで、今日の話はそこまでとさせていただきます。他市では、14 や 15 など、区分が多い市もあります。さらに、国基準よりも補助を出して、70%で想定しているところもありますので、この辺は市のほうでご勘案いただければと思います。何かご質問等はございますか。

委 員：公立の幼稚園は、平成 27 年は 8,000 円でいく、ということは平成 28 年からは上がるということですか。

事務局：まだ、平成 28 年度から上がるかどうか議論をしていません。今決定しているのは、平成 27 年度については据え置きということだけです。

委 員：大阪市だと、公立も私立も同じ値段にすると出ていたのですが、ゆくゆくはそうなるのでしょうか。

事務局：同じ 1 号認定の中で、私立と公立とで料金格差があつていいものかというのは、これからの議論の課題になると思います。

委 員：逆に一緒になると、公立幼稚園は余計減るのではないかと思います。

事務局：そうですね。ですので、料金を同じにするのでしたら、当然、水準も同じようにするという議論も出てくると思います。

会 長：これに関連して、5歳児の無料化は、議論は継続されると思いますが、消費税が8%で止まりますので、国からプラスアルファの予算が出てこないとうにもできないです。先ほどの学童クラブも、10%になれば国基準の補助金プラスアルファが出てきて、市としても民間参入を図る施策を具体的に書けるのですが、5,000億円ほど足りないとのことで難しいかもしれません。今回は平成27年度に限り、この方向性ということによろしいでしょうか。

(一同異議なし)

会 長：では、「その他」で、参考資料①～③について事務局よりお願いいたします。

3. その他

～事務局より参考資料①、②、③に基づき説明～

会 長：今ありましたように、具体的なものが国からも出ていません。聞いたところ、その都度出すと、どれがどれかわからなくなるので一括して出してほしいという市町村の要望があり、緊急性はわかっているものの、ある程度まとめて出してくるそうです。緊急のものだけは少しずつ出てくる状況ですので、今回は、今の説明を参考にしていただければと思います。

これで、本日予定していた議事は終了となりますが、一通り回しますので、一言でも結構ですのでご意見等が残っていましたら、よろしくお願いします。

委 員：私は特にありません。

委 員：子育て支援新制度説明会は、これから入園する子どもには行わないのですか。

事務局：それは市民全般向けになるのですが、今現在、窓口や電話で受けており、説明会をやってくださいというよりは、じかに来られたりするケースが多いです。

委 員：特にありません。

委 員：ありません。

委 員：ありません。

副会長：ありません。

会 長：他に事務局から何かありますか。

事務局：資料1の事業計画（案）をこれからパブリックコメントにかけさせていただくのですが、今日、ご意見を頂戴した分について、時間的にも、反映できるものとはできないものがあるかと思います。またお集まりいただくことが難しいので、修正については事務局で取りまとめの上、会長とご相談させていただくということで一任していただければと思います。よろしいでしょうか。

（一同異議なし）

会 長：では、一任いただきまして、今後事務局と詰めさせていただきます。

事務局：もう1点、今年度内にもう一度、第7回目子ども・子育て会議を開催させていただく予定です。開催時期等を含め、またご連絡をさせていただきます。

4. 閉会

会 長：それでは、これをもちまして、第6回藤井寺市子ども・子育て会議を終了したいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

以上